

マージン率等の情報提供

石田コピーセンター株式会社

対象期間 令和7年7月1日から令和8年6月30日

標記については、労働者派遣法第23条5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供します。

1. 派遣労働者の数 1名（1日平均）
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 1事業所
3. 派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合（マージン率） 33.1%
4. 教育訓練に関する事項
 - ① 教育訓練の種類 安全衛生教育、コミュニケーションスキル教育
 - ② 対象者 派遣労働者
 - ③ 実施人員 1名
 - ④ 方法及び給与の支給 OFF-JT 有給
 - ⑤ 実施主体 派遣元事業主
 - ⑥ 実施期間 4日間
 - ⑦ 派遣労働者の費用負担 無
5. 労働者派遣に関する料金の平均額 18,777円
6. 派遣労働者の賃金の額の平均額 12,558円
7. 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定書方式
 - ①対象となる派遣労働者の範囲 長崎県内の派遣先で「製図工」、「生産関連事務員」として従事する従業員
 - ②労使協定の有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
9. キャリアアップ相談窓口は、総務部が担当します。

上記マージン率の中には、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。